

子宮頸がん個別検診のお知らせ

平成26年度の検診車による集団検診を受診できなかった方を対象に、子宮頸がんの個別検診を行います。

対象者

高山市に住民登録のある20歳以上の女性で、集団検診を受診できなかった方

※各医療機関の受診時間内

検診料金

1,020円(70歳以上は510円)

検査方法

問診、医師による視診・内診、子宮頸部の細胞診

検査までの流れ

健康推進課(市保健センター内)にお申し込みのうえ、1月5日(月)～3月20日(金)のうち、受診医療機関の検診実施可能日に検診。

受診医療機関

- アルプスベルクリニック(山田町)
- 久美愛厚生病院(中切町)

※今年度まだ未受診の方はお早めにお申し込みください。

申込 健康推進課
問合先 ☎35-3160

お済みですか?

狂犬病予防注射

狂犬病は人にも感染し、一度感染するとほぼ確実に死に至る恐ろしい病気です。そのため、狂犬病予防法により、飼い主には犬の登録と狂犬病予防注射が義務づけられています。



- ◆生後90日を過ぎたら、市へ犬の登録を行ってください。
- ◆1年に1度、狂犬病予防注射を受けてください。
- ◆飛騨市を除く他市町村の動物病院で予防接種を受けたら、接種証明書を健康推進課(市保健センター内)へ提出してください。

問合先 健康推進課 ☎35-3160

国民健康保険からの お知らせ

高額療養費制度が今月から変わります

平成27年1月診療分より、70歳未満の高額療養費の所得区分が現行の3区分から5区分に細分化されます。平成26年12月31日期限の限度額適用認定証をお持ちの方で、平成27年1月1日以降も認定証が必要な方は再度申請していただく必要がありますので、市民課(本庁1階)または各支所地域振興課までお越しください。

【1カ月あたりの自己負担限度額】

問合先 市民課 ☎35-3137

70歳未満の方

平成26年12月診療分まで

所得区分	総所得金額等(*1)	自己負担限度額	多数該当(*2)
上位所得世帯 A	600万円超	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1%	83,400円
一般世帯 B	600万円以下	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
住民税非課税世帯 C		35,400円	24,600円

平成27年1月診療分から

所得区分	総所得金額等(*1)	自己負担限度額	多数該当(*2)
課税世帯 ア	901万円超	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
課税世帯 イ	600万円超 901万円以下	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
課税世帯 ウ	210万円超 600万円以下	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
課税世帯 エ	210万円以下	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯 オ		35,400円	24,600円

*1 保険料賦課対象の総所得金額(国民健康保険加入者全員分)の合計 *2 過去1年間に限度額を4回以上超えた場合の限度額

70歳以上75歳未満の方

平成27年1月からも変更はありません。

所得区分	自己負担限度額	
	外来(個人ごと)	外来・入院(世帯単位)
現役並み所得者	44,400円	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% [多数該当: 44,400円]
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円